

若年貧困層の「家族」と支援体験

—京都市の「一時生活支援事業」利用者調査から—

○佛教大学 加美 嘉史 (4566)

キーワード：若年貧困層・シェルター・生活史

1. 研究目的

本研究が対象とする京都市の「一時生活支援事業」は、2014年度まで「シェルター事業」と呼ばれ、国のホームレス対策として行われてきた事業である。2015年度からは生活困窮者自立支援法に位置付けられ、住居を喪失した生活困窮者を対象に実施されている。京都市のシェルター事業（一時生活支援事業）には路上生活者のみならず、若年者、女性、刑余者、障がい者、高齢者、母子などスクリーニング前の多様な生活困窮者が利用し、いわば「駆け込み寺」としての機能を担っていたといえる。本研究はシェルター事業を利用する多様な生活困窮者の中から特に若年層に着目し、その生活史から生活困窮者の形成過程と支援課題—若年貧困層の家庭状況とこれまでどのような支援を受けてきたか—を明らかにするとともに、今後の生活困窮者支援・対策について考察することを目的としている。

2. 研究の視点および方法

本研究は京都市のシェルター事業として実施されていた2012年4月1日～2013年3月31日に借り上げ型の簡易旅館を利用した597名のケース記録を抽出したものである。本報告では特に40歳未満の若年利用者146名（男120名、女26名、うち学童3名）に焦点をあて、その成育歴・家族関係などの生活史およびこれまでの支援施設・生活保護の利用経験に関するデータを抽出・数値化し、統計的分析を試みる。あわせてケース記録に記載された各事例の質的データについての考察を行う。量的調査と質的データの分析を通して若年貧困層の生活史から支援課題を明らかにし、今後の対策・支援のあり方を探っていく。

3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会「研究倫理指針」に従い、調査対象者の匿名性の確保やプライバシーの保護など個人情報の取り扱い、データ管理等に十分に留意した。データはすべて匿名化したうえで統計的処理し、個人が特定できない方法で公表するなど倫理的配慮を行った。なお、本研究の調査実施にあたり、事前に佛教大学「人を対象とする研究」倫理審査委員会による審査を受け承認を得た。

4. 研究結果

(1) 出身家庭の家庭状況

40歳未満利用者のうち「親の離婚経験あり」は30.1%であった。子ども時代の虐待・ネグレクト経験及び児童養護施設など入所経験ありは8.9%、子ども時代に親もしくは本

人が収監(刑務所・拘置所・少年院等)された経験のある者は19.9%であった。また、最終学歴については「中卒・高校中退」が43.8%を占めており、教育機会の剥奪が見られた。

(2) 成人後の家族形成と家族関係

40歳未満利用者(学童除く)の「結婚歴あり」は、男性17.5%、女性38.5%であった。全体的に未婚者が多いが、女性の方が結婚歴のある者が多い傾向にある。また、「結婚歴あり」の場合もその後、離婚や別居を経験しているケースが多かった。なお、親との連絡状況については「音信不通」が48.6%で最も多かったが、性別による差は見られなかった。

シェルター入所直前の居住場所は、男性は路上生活35.0%、ネットカフェ・ファーストフード店27.5%が多いが、女性は「知人宅・実家に身を寄せる」30.8%、アパート・市営住宅23.1%が多い。女性の方がシェルター入所直前まで家族と同居していたケースが多い。シェルター利用直前の職種(直前職)は、男性が「建設技能・建設作業」や「生産工程」などが多いが、女性は「無職」(29.2%)や「サービス業」(25.0%)が多く、女性の方が「無職」の比率が高い。男性の場合は仕事の喪失が住居の喪失につながりやすい傾向があり、女性については家族関係の悪化が住居喪失の要因になりやすい傾向があるといえる。また精神疾患・精神障害の症状がある者は35.6%と多いが、若年女性の比率はとりわけ高かった。

(3) 支援施設および生活保護の利用経験

40歳未満利用者のうち生活保護施設、ホームレス自立支援センター、更生保護施設、DV支援施設などの支援施設を利用した者は24.7%(36名)であった。このうち就労支援を行う自立支援センターを退所した主な理由は「センターのルール・規則になじめず退所」や「就労自立」、「職員とトラブル」などであった。

成人後に生活保護を利用したことがある者(学童除く)は30.1%(43名)であった。そのうち「保護廃止」経験者は38名で、廃止理由は「不明」28.9%、「就労自立」15.8%、「逮捕・収監」15.8%、「失踪・家出」13.2%、「家賃滞納」10.5%、「辞退」7.9%という結果であった。

5. 考察

今回の調査から若年貧困層の形成過程において家庭崩壊や家族関係の悪化が影響を及ぼしていることが確認された。住居喪失という深刻な生活困窮に陥る背景には出身家庭における家庭崩壊、教育機会の剥奪といった困難の上に、成人後の不安定な労働環境、精神疾患など健康問題の悪化、家族関係の悪化、社会的孤立といった問題が重なり合い、貧困化に影響を与えていると考えられるが、その要因については男女で相違も見られた。

若年利用者のうちシェルター入所前に生活保護や支援施設を利用していた者は約3割あった。「保護廃止」理由には「就労自立」が一定数あったが、生活基盤が不安定な状態で保護廃止となっていた。また「失踪・家出」には無料低額宿泊所でのトラブルによるものや知的障がいが必要と考えられるケースが少なくなかった。「失踪・家出」や「家賃滞納」の背景には居宅生活を継続するための適切な支援の欠如という構造的問題があるといえる。